

戦後80年福山空襲語り部アーカイブ事業業務委託仕様書

1 業務名

戦後80年福山空襲語り部アーカイブ事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から2025年（令和7年）12月28日まで

3 履行場所

福山市内及び福山市が指定する場所

4 業務の目的

福山空襲から80年を迎えるに当たり、戦争体験者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、人権の尊さを次世代に伝えることを目的とし、戦争の記憶を次世代に継承するための映像制作を行う。

5 業務内容

(1) 戦争体験者のインタビュー収録

ア インタビュー内容の設計

イ インタビューの実施及び収録

(ア) 福山空襲を体験した証言者3名をインタビュー取材し、映像資料として撮影すること。

なお、証言者3名の選定は発注者が行うこととする。

※対象者が3名とならなかった場合は、資料を基にナレーション等を追加することで映像を制作すること。

(イ) インタビューの日時及び場所の調整は原則受注者で行うこと。

ウ インタビュー内容の文字起こし

(2) 映像の構成及び制作

ア 映像の全体構成の策定

(ア) プロローグ及びエピローグを挿入すること。

(イ) プロローグには、福山空襲の概要や歴史的背景を説明する内容を含めること。

(ウ) エピローグは、戦争の悲惨さや平和の重要性、語り継ぐ大切さ等を伝える内容とすること。

(エ) 戦争体験者の名前や生い立ち等を紹介すること。

(オ) 視覚的に引き付けるタイトルやグラフィックを使用すること。

(カ) 戦争の記憶を次世代に継承するとともに、平和の大切さ、人権の尊さを改めて考えられる内容とすること。

イ 映像制作

- (ア) 一人当たり10分程度とし、30～40分程度の映像を作成すること。
なお、一人ごとにチャプターを設定すること。
- (イ) (ア)の映像を10分程度に編集し、要点をまとめたショート版を作成すること。
- (ウ) 広告用として、15秒・30秒・60秒の映像を1本ずつ作成すること。
- (エ) 必要に応じて、ナレーションや音楽、効果音を挿入すること。
- (オ) 資料映像・写真、テロップ（日本語）を挿入すること。
- (カ) (ア)の映像については、英語字幕を挿入すること。

(3) バナー制作

完成映像等の広報において使用可能な広告用バナーを制作すること。

なお、広告媒体は福山市公式SNS、福山市ホームページ等とし、発注者と受注者で別途協議することとする。

(4) スケジュール

2025年（令和7年）11月28日（金）までに映像及びバナーを完成させること。

6 成果物

本業務委託に係る成果物は下記のとおりとし、DVDを納品するものとする。また、完成映像についてはYouTubeにて配信可能とすること。

なお、成果物の管理及び権利はホームページ掲載も含め、全て本市に帰属するものとし、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果物を公表してはならない。

- (1) インタビュー映像（不要部分をカットしたもの）
納入期限：2025年（令和7年）12月28日
- (2) インタビュー内容の文字起こしデータ（Word形式）
納入期限：2025年（令和7年）12月28日

(3) 完成映像

- ア 30～40分程度の映像 1本
- イ 10分程度の映像 1本
- ウ 広告用の映像 3本
- エ 映像制作に使用した資料映像及び写真等
- オ 英語字幕の文字起こしデータ（Word形式）
- カ 納入期限：随時

※ア～ウについては、画像解像度ハイビジョン以上、MP4形式とする。

(4) 広告用バナーデータ

納入期限：随時

※規格については、広告媒体決定後、発注者と受注者で別途協議することとする。

(5) 業務委託報告書

納入期限：2025年（令和7年）12月28日

- (6) 成果物の納入先は、福山市多様性社会推進課とする。
- (7) 成果物(3)ア及びイについては、貸出用としてDVDを各3枚納品するものとする。
- (8) DVDについては、レーベル印字して納品するものとする。

7 その他

- (1) 本業務遂行に当たっては、本市と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行いその意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 受注者は、業務実施に当たり特に定めるもの以外必要となる経費のすべてを負担するものとする。
- (6) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は別途協議を行うこととする。
- (7) 委託業務上発生した障害や事故については、事の大小にかかわらず本市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- (8) 受注者が本業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (10) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。